

事務所便り

2021年2月号
2021年2月22日

鎌田公認会計士事務所
税理士法人 鎌田総合事務所
公認会計士 鎌田直善
税理士 鎌田ふくみ

法人の12月決算申告も終盤を迎え、個人所得税申告が始まりました。
このあたりから、会計事務所の仕事は、ひたひたと、忙しさを増してゆきます。
いろいろお願いすることも増えてゆく時期になります。よろしくお願い申し上げます。

所得税確定申告期限等のお知らせ

税理士 鎌田 ふくみ

2020年2月28日、北海道でコロナ緊急事態宣言が発令された日から、早くも一年が過ぎようとしています。この間、緊急事態宣言が全国的規模に拡大されたり、解除されたり、地域を限定して再発令されたりと、状況は転変してきました。

その中で、私たちの仕事に直結・隣接する分野も大きな影響を受けてきました。
申告期限の延長、納税の猶予、固定資産税減免、持続化給付金、家賃給付金等々、幅広く携わる機会となりました。大過なくここまで来られたことに安堵しております。

さて、2020年分の所得税・贈与税の申告期限については、3月15日の申告期限が4月15日に延長されました。個人事業者の消費税の申告期限も、3月31日であるところ、同じく4月15日まで延長されました。特に個別に延長申請をする必要はありません。

申告期限の延長に伴い、納付期限も同日まで延長されております。また、振替納税の振替日も自動延長されます。

ただし、この度の申告期限延長の趣旨は、「確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から」「十分な申告期限を確保するため」「全国一律で」「延長する」ことにあります。

私共が皆様から委任されているこれらの申告は、原則「確定申告会場」とは無縁です。
私共といたしましては、本来の期限に間に合うべく進めて参りたいと存じます。
ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次は、個人の中でも特に個人事業者の方へのお知らせです。

令和2年分の所得税確定申告から、65万円の青色申告控除を受けるためには、これまでの適用要件に加えて、e-Tax申告又は電子帳簿保存が必要となります。

私共の事務所で申告代理をお受けしている個人事業主の皆様については、すべてe-Tax申告をしておりますので、従来と変更点はありません。事前にお知らせいたします。

在宅勤務の費用負担について

高月 晋太郎

令和3年1月、国税庁が「在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ(源泉所得税関係)」を公開しました。

今回は、そこから、いくつかをご紹介します。

〔問1〕 企業が従業員に在宅勤務手当を支給した場合は、従業員の給与として課税する必要がありますか

〔答〕 在宅勤務に通常必要な費用について、その費用の実費相当額を精算する方法により、企業が従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税する必要はありません。

なお、企業が従業員に在宅勤務手当(従業員が在宅勤務に通常必要な費用として使用しなかった場合でも、その金銭を企業に返還する必要がないもの(例えば、企業が従業員に対して毎月5,000円を渡切りで支給するもの))を支給した場合は、従業員に対する給与として課税する必要があります。

では、通信費や電気料金については、何をもちて実費相当額とするのでしょうか。在宅勤務の場合、業務用・非業務用の区分はどのようにすればいいのでしょうか。

FAQでは、〔問3〕～〔問6〕で計算例を交えて、詳しく説明されています。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020012-080.pdf>

通信費であれば、

- 通話明細書等により業務のための通話に係る料金を支給する
- 「通信費×月在宅勤務日数/月日数×1/2」を支給する

電気料金であれば、

- 「電気料×業務用の部屋の床面積/自宅の床面積×月在宅勤務日数/月日数×1/2」を支給する

上記の1/2の根拠は、一日24時間中、睡眠時間8時間を除く16時間に電気電話料が発生し、そのうち半分の8時間が勤務時間である、と仮定していることからきています。

この算式によらなくても、より精緻な方法で算出し、支給する場合も給与課税はしなくてよい、とFAQには書かれています。

営業時間のお知らせ

土・日・祝日が定休日です。職員の執務時間は12月～5月の間は、9時から18時までです。よろしくお願いいたします。

バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。